

制定 令和 2 年 4 月 24 日原規セ発第 2004243 号
改正 令和 3 年 4 月 27 日原規セ発第 2104275 号
改正 令和 3 年 5 月 20 日原規セ発第 2105201 号
改正 令和 4 年 4 月 28 日原規セ発第 2204286 号
改正 令和 5 年 4 月 7 日原規セ発第 2304073 号
改正 令和 6 年 7 月 17 日原規セ発第 2407171 号

基本資格に係る教育訓練の課程におけるカリキュラムの一部を、任用資格に係る教育訓練等に関する細則第 28 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり定める。

令和 2 年 4 月 24 日

原子力安全人材育成センター所長 片山 啓

基本資格に係る教育訓練の課程におけるカリキュラムの制定について

任用資格に係る教育訓練等に関する細則第 28 条第 1 項の規定に基づき、基本資格に係る教育訓練の課程におけるカリキュラムを別添のとおり定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 このカリキュラムは、令和 2 年 4 月 24 日から施行する。

(共通基礎カリキュラム等の廃止)

第 2 条 共通基礎カリキュラム(平成 30 年 3 月 16 日原規セ発第 1803164 号)、共通習熟カリキュラム(平成 30 年 3 月 16 日原規セ発第 1803165 号)、基本原子力検査資格課程技術習熟カリキュラム(平成 30 年 8 月 29 日原規セ発第 1808292 号)、基本原子力安全審査資格課程技術習熟カリキュラム(平成 30 年 8 月 29 日原規セ発第 1808293 号)、基本保障措置査察資格課程技術習熟カリキュラム(平成 30 年 8 月 29 日原規セ発第 1808294 号)、基本危機管理対策資格課程技術習熟カリキュラム(平成 30 年 8 月 29 日原規セ発第 1808295 号)、基本放射線規制資格課程技術習熟カリキュラム(平成 30 年 8 月 29 日原規セ発第 1808296 号)は、廃止する。

(経過措置)

第 3 条 平成 30 年 4 月 1 日に基本資格に係る教育訓練の課程を開始した訓練生にあって、基本危機管理対策資格課程技術習熟カリキュラムの教育訓練項目のうち未了の集合研修のある訓練生については、従前の例による。

- 2 平成30年4月1日に基本資格に係る教育訓練の課程を開始した訓練生であって、基本原子力検査資格課程技術習熟カリキュラム、基本原子力安全審査資格課程技術習熟カリキュラム、基本保障措置査察資格課程技術習熟カリキュラム又は基本放射線規制資格課程技術習熟カリキュラムの教育訓練項目のうち未了の集合研修のある訓練生は、この基本資格に係る教育訓練の課程のカリキュラム（以下「新カリキュラム」という。）において未了の集合研修に相当する集合研修を教育訓練等細則第5条第2項で定める履修完了の期限内に受講しなければならない。
- 3 平成30年10月24日、平成31年5月1日及び令和元年11月1日に基本資格に係る教育訓練の課程を開始した訓練生であって、この規定の施行前に受講した教育訓練項目の筆記試験の結果等は、新カリキュラムにおいて相当する教育訓練項目の結果等とみなす。

附 則

このカリキュラムは、令和3年4月27日から施行する。

附 則

このカリキュラムは、令和3年5月20日から施行する。

附 則

このカリキュラムは、令和4年4月28日から施行する。

附 則

このカリキュラムは、令和5年4月7日から施行する。

附 則

このカリキュラムは、令和6年7月17日から施行する。

基本資格に係る教育訓練の課程におけるカリキュラム

基本原子力検査資格課程

基本原子力安全審査資格課程

基本保障措置査察資格課程

基本危機管理対策資格課程

基本放射線規制資格課程

令和2年4月24日

原子力安全人材育成センター

改定履歴

版	所長承認日	主な改定内容
1	令和2年4月24日	制定
2	令和3年4月27日	改正（SGの教育訓練項目）
3	令和3年5月20日	改正（管理番号の変更等）
4	令和4年4月28日	改正（申告制度、原子力防災及びNRA職員向け倫理トレーニングの変更。原子力エンジニアリング研修総合演習（前期・後期）の新設。原子力検査官のためのウォークダウン（核燃料サイクル施設・試験研究炉）の廃止。その他誤記訂正）
5	令和5年4月7日	改正（基本保障措置査察資格取得のための必須研修を追加。CT-QM205の名称変更、CT-QM300の廃止、CT-NR319の新設。その他誤記訂正）
6	令和6年7月17日	改正（CT-EH315の名称の誤記訂正）

目 次

1. カリキュラムの履修に当たっての条件

2. 総論

(1) はじめに

(2) 検査官等に要求される力量

(3) 基本資格の種類

(4) 教育訓練の方式等

(5) カリキュラムの構成

(6) 教育訓練項目の記録等

(7) 課程の修了等

3. 教育訓練項目

様式第1 基本資格に係る教育訓練の課程 教育訓練項目完了判定状況記録

様式第2 基本資格に係る教育訓練の課程 教育訓練項目免除判定状況記録

1. カリキュラムの履修に当たっての条件

本カリキュラムの履修条件は、次のとおりとする。

- ・ 教育訓練の受講命令を受けていること。

2. 総論

(1) はじめに

原子力規制委員会の任用資格制度において、高度の専門的な知識及び経験が求められる職に任用されるに当たっては、十分な業務実績を有していること又は教育訓練の課程を修了していることが条件とされている。

この基本資格に係る教育訓練の課程においては、集合研修による様々な教育訓練項目の完了を要求している。この教育訓練に課程に対応するカリキュラムは、訓練生の職務遂行に重要となる情報、知識の獲得や技能の向上を図る上で役立つよう考案されている。訓練生は要求されるカリキュラムを完了し、教育訓練の課程を修了することにより、検査官等の職を得るための要件を得ることができる。

(2) 検査官等に要求される力量

検査官等の規制職務に携わる職員は、法令や技術などの様々な知識及び技能が要求され、さらに、原子力規制委員会職員、ひいては、国家公務員としての判断、行動ができる「態度」を身に付ける必要がある。

原子力規制委員会職員としての「力量」については、国際原子力機関（IAEA）が提示している力量の枠組みが米国原子力規制委員会（U. S. NRC）をはじめ、国際的に多くの国で参照されており、当委員会でも当該内容を取り入れた「研修コース・0JT メニューの設定のための到達レベルイメージ（基本的な人材イメージ）（平成26年長官官房人事課）」が作成されている。

この国際的な力量の枠組みの考えを踏まえ、訓練生には「法律・行政プロセスの知識」、「科学・技術の専門知識」、「業務固有の実務処理能力」及び「管理等の執務上の能力」の各分野に配分された教育訓練を経て、その職に必要な「知識」及び「技能」並びに「態度」を身に付けることが要求され、資格付与後もその力量を維持、向上させるべく実務でも研鑽を続けていくことが求められる。ただし、任用資格ごとに、さらには、職務の内容に応じて具体的な力量は異なるので、確認したい場合は、IAEA 安全報告シリーズ79号や「研修コース・0JT メニューの設定のための到達レベルイメージ（基本的な人材イメージ）（平成26年長官官房人事課）」等を参照すること。

基本資格に係る教育訓練の課程においては、これら職務ごとに異なる力量のうち基本段階で身に付けるべき力量を設定し、それに応じた集合研修を設計している。

(3) 基本資格の種類

基本資格には、基本原子力検査資格、基本原子力安全審査資格、基本保障措置査察資格、基本危機管理対策資格及び基本放射線規制資格の5種類がある。

(4) 教育訓練の方式等

基本資格に係る教育訓練の課程に係る教育訓練の履修に当たっては、取得しようとする任用資格に係る全ての教育訓練項目の完了まで連続的に履修する方法と断続的に履修する方法がある。

連続的に履修する方法では、5種類の基本資格に必要となる教育訓練項目を教育訓練の課程の開始から1年間を目途に履修する教育訓練の方式で「基本資格に係る教育訓練課程（集中型コース）」という。

なお、この集中型コースで履修の期間までに一部の集合研修が完了できず、その集合研修の完了を要求する任用資格を取得できなかったときは、それ以外の任用資格を取得した上で、その後は業務をしながら研修を受講し、原子力安全人材育成センター所長が定める期間までにその任用資格を取ることとなる。

一方、断続的に履修する方法では、取得しようとする1種類の基本資格に必要となる集合研修を教育訓練の課程の開始から原子力安全人材育成センター所長が定める期間までに履修する教育訓練の方式で「基本資格に係る教育訓練課程（分散型コース）」という。

本カリキュラムは、基本資格に係る教育訓練課程（集中型コース）及び基本資格に係る教育訓練課程（分散型コース）の双方に対応するものである。

（5）カリキュラムの構成

基本資格におけるカリキュラムを構成する教育訓練項目（集合研修）は、次の3区分で整理されている。

- 一 組織、検査官等の役割及び規制に関する基礎的な知識を提供し、検査官等の専門性を向上させることの必要性を認識させるもの（管理番号 100 番台 例：CT-IN106 原子力全般の基礎知識Ⅰ）
- 二 検査事務等に必要な力量のうち各事務に共通するものを習得するためのもの（管理番号 200 番台 例：CT-PS220 被規制者との効果的なコミュニケーション）
- 三 個別の事務に必要な力量及び事案への対応方法を習熟するためのもの（管理番号 300 番台 例：CT-RE305 原子力エンジニアリングⅠ（BP 共通）原子炉物理）

（6）教育訓練項目の記録等

訓練生は、自らの各教育訓練項目の完了状況について、自ら管理する必要がある。具体的には、様式第1「教育訓練項目完了判定状況記録」と様式第2「教育訓練項目免除判定状況記録」がある。

まず、一つの教育訓練項目が完了した場合、完了の判定を行った上席指導官、教官又は上席指導官から指示を受けた指導官が様式第1の署名欄に記入する。

また、任用資格に係る教育訓練等に関する細則（平成29年7月28日原規セ発

第 1707281 号。以下「教育訓練等細則」という。) 第 6 条及び教育訓練の課程の教育訓練項目の免除に関する手引(平成 31 年 3 月 18 日原規セ発第 1903183 号)をもとに訓練生が、当該教育訓練項目について東京大学原子力専門職大学院での履修や実務経験等から見て十分な実績があると訓練生自身が申し出ること、上席指導官等による確認を受けることができ、申出が正当であると総括指導官が承認した場合、教育訓練項目の免除が受けられる。上席指導官等は、様式第 2 にその理由を記載し、訓練生に発行する。

これらの記録の具体的な管理・運用方法については、各様式に要領を付けているので参照すること。

(7) 課程の修了等

カリキュラムの履修完了の期限までに訓練生が全ての教育訓練項目を完了したことを総括指導官が面談その他の方法により確認する。完了と認められた場合、様式第 1 「教育訓練項目完了状況記録」に総括指導官が記名し、その旨を規制研修課長へ通知したことをもって訓練生の課程を修了したことが確定される。

課程の修了が確定した後、修了証書のほか、規制委員会委員長名による資格証書が交付される。これ以降、任用資格を必要とする職に配属されることが可能となる。

3. 教育訓練項目

教育訓練項目（集合研修）と5種類の基本資格との関係を次表に示す。

（留意事項）

- ① 基本原子力検査資格又は基本原子力安全審査資格の取得に当たって、訓練生は、次表「CT-RE340-B 原子力エンジニアリングⅡ（B）安全設計・安全評価」から「CT-RE375-P 原子炉運転トレーニングⅡ（P-過酷事故）」までの教育訓練項目について、沸騰水型原子力発電所（BWR）関連のすべての教育訓練項目又は加圧水型原子力発電所（PWR）関連のすべての教育訓練項目を履修完了すればよいものとする。
- ② CT-RE301 原子力エンジニアリング研修総合演習（前期・後期）については原子力エンジニアリングⅠ及び同Ⅱ並びに原子炉運転トレーニングの学習効果を高めるためのものであり、受講時期が重要である。このため、シラバスに定める適切な時期に受講することが困難な場合は、原子力エンジニアリングⅠ及び同Ⅱ並びに原子炉運転トレーニングを履修完了すればよいものとする。
- ③ CT-IN106 原子力全般の基礎知識Ⅰ及びCT-IN107 原子力全般の基礎知識Ⅱは階層別研修の必修研修であるが、CT-IN107については一般職事務官は受講を選択できる。このため、全般の基礎Ⅱを受講せずに分散型訓練生に指名された一般職事務官は資格取得のためCT-IN107 原子力全般の基礎知識Ⅱを受講する必要がある。

表 教育訓練項目（集合研修）と5種類の基本資格との関係

教育訓練項目	基本資格				
	原子力 検査	原子力 安全審査	保障措置 査察	危機管理 対策	放射線 規制
入門（IN）					
CT-IN106 原子力全般の基礎知識Ⅰ	○	○	○	○	○
CT-IN107 原子力全般の基礎知識Ⅱ	○	○	○	○	○
CT-IN121 申告制度	○	○	○	○	○
CT-IN131 労働安全とその防護方法の基礎	○	○	○	○	○
CT-IN135 原子力関連訴訟の概要		○			
原子炉工学等（RE）					
CT-RE301 原子力エンジニアリング研修総合演習（前期・後期）	○	○			
CT-RE305 原子力エンジニアリングⅠ（BP共通）原子炉物理	○	○			
CT-RE310 原子力エンジニアリングⅠ（BP共通）熱流動	○	○			
CT-RE315 原子力エンジニアリング	○	○			

教育訓練項目	基本資格				
	原子力 検査	原子力 安全審査	保障措置 査察	危機管理 対策	放射線 規制
I (BP 共通) 機械・電気設備					
CT-RE320 原子力エンジニアリング I (BP 共通) 安全設計の基本的考え方	○	○			
CT-RE325 原子力エンジニアリング I (BP 共通) 計測制御の基礎	○	○	○		
CT-RE331 原子力エンジニアリング I (BP 共通) 模擬ループ実習	○	○	○		
CT-RE335 原子力エンジニアリング I (BP 共通) 水化学	○	○			
CT-RE340-B 原子力エンジニアリング II (B) 安全設計・安全評価	○	○			
CT-RE340-P 原子力エンジニアリング II (P) 安全設計・安全評価	○	○			
CT-RE345-B 原子力エンジニアリング II (B) 燃料及び炉心	○	○			
CT-RE345-P 原子力エンジニアリング II (P) 燃料及び炉心	○	○			
CT-RE350-B 原子力エンジニアリング II (B) 原子炉設備	○	○		○	
CT-RE350-P 原子力エンジニアリング II (P) 原子炉設備	○	○		○	
CT-RE355-B 原子力エンジニアリング II (B) タービン設備他	○	○		○	
CT-RE355-P 原子力エンジニアリング II (P) タービン設備他	○	○		○	
CT-RE360-B 原子力エンジニアリング II (B) 保安規定 (LC0)	○	○			
CT-RE360-P 原子力エンジニアリング II (P) 保安規定 (LC0)	○	○			
CT-RE365-B 原子炉運転トレーニング I (B-通常運転)	○	○			
CT-RE365-P 原子炉運転トレーニング I (P-通常運転)	○	○			
CT-RE370-B 原子炉運転トレーニング II (B-過渡変化/設計基準事故)	○	○			
CT-RE370-P 原子炉運転トレーニング II (P-過渡変化/設計基準事故)	○	○			
CT-RE375-B 原子炉運転トレーニング II (B-過酷事故)	○	○		○	
CT-RE375-P 原子炉運転トレーニング II (P-過酷事故)	○	○		○	
CT-RE380 試験研究炉等の概要及び 安全規制上の特徴	○	○			

教育訓練項目	基本資格				
	原子力 検査	原子力 安全審査	保障措置 査察	危機管理 対策	放射線 規制
核燃料工学等 (FE)					
CT-FE300 核燃料サイクルプロセス	○	○	○		
CT-FE305 使用済燃料再処理プロセス	○	○	○		
CT-FE310 臨界安全	○	○			
CT-FE315 核燃料物質等の輸送	○	○			
CT-FE320 金属キャスクの安全設計	○	○	○		
保健物理・放射線防護 (HP)					
CT-HP100 放射線測定及び放射線防護	○	○	○	○	○
CT-HP300 放射線遮蔽の概要		○			
CT-HP305 核燃料サイクル施設の放射線防護	○	○	○		
一般工学 (EG)					
CT-EG300 溶接技術	○	○			
CT-EG305 非破壊検査技術	○				
CT-EG316 施設管理 (概要)	○	○			
CT-EG320 施設管理 (保安全管理実習)	○	○			
CT-EG326 施設管理 (状態監視)	○				
CT-EG335 構造設計の概要		○			
リスク評価 (RA)					
CT-RA300 PRA (検査)	○				
CT-RA305 PRA (審査)		○			
耐震・耐津波等 (EH)					
CT-EH300 耐震・耐津波設計の概要		○			
CT-EH305 基準地震動・基準津波及び地質構造・地盤安定性等評価の概要		○			
CT-EH310 火山影響評価の概要		○			
CT-EH315 竜巻の概要		○			
その他工学 (EX)					
CT-EX301 原子力施設の火災防護	○	○			
CT-EX310 内部溢水	○	○			
品質マネジメント (QM)					
CT-QM100 ソフト規制 (品質保証、安全文化等)	○	○	○	○	○
CT-QM105 品質保証入門	○	○	○	○	○
CT-QM205 品質管理基準規則及び品質マネジメントシステムの運用検査ガイド	○	○			
原子力施設の法令・実務 (NR)					
CT-NR305 保安規定の体系とこれまでの変遷	○	○			
CT-NR310 原子力規制検査概要	○				
CT-NR315 検査官心得	○				

教育訓練項目	基本資格				
	原子力 検査	原子力 安全審査	保障措置 査察	危機管理 対策	放射線 規制
CT-NR319 原子力規制検査（演習）	○				
CT-NR331-1 原子力検査官のための ウォークダウン（実用炉）	○				
CT-NR350 東京電力福島第一原子力 発電所事故	○	○			
核セキュリティの法令・実務（PP）					
CT-PP300 原子炉等規制法「核物質防 護に対する規制」	○	○	○	○	
保障措置・査察の法令・実務（SG）					
CT-SG301 国際協定の枠組み及び国 内保障措置制度（SSAC）			○		
CT-SG311 保障措置手法の設計及び IAEA の検認活動			○		
CT-SG321 核物質計量管理			○		
CT-SG326 核物質の測定・監視技術及 び施設別の保障措置概要			○		
危機管理対策の法令・実務（CM）					
CT-CM302 原子力防災Ⅰ				○	
CT-CM303 原子力防災Ⅱ				○	
CT-CM316 環境放射線モニタリング				○	
放射線規制の法令・実務（RI）					
CT-RI301 放射性同位元素等に関す る規制概論					○
個人・対人スキル（PS）					
CT-PS101 NRA 職員向け倫理トレー ニング	○	○	○	○	○
CT-PS220 被規制者との効果的なコ ミュニケーション	○	○	○	○	○

様式第1 基本資格に係る教育訓練の課程

教育訓練項目完了判定状況記録

カリキュラム開始日	
-----------	--

訓練生氏名	
-------	--

教育訓練項目	上席指導官又は教官	
	日付	署名

基本資格に係る教育訓練課程（集中型コース・分散型コース）

訓練生_____が、

- 基本原子力検査資格課程
- 基本原子力安全審査資格課程
- 基本保障措置査察資格課程
- 基本危機管理対策資格課程
- 基本放射線規制資格課程

に必要な教育訓練項目を完了したことを確認しました。

年 月 日 総括指導官 _____

※本記録は、総括指導官から課程を管理する事務局に提出され、その後、訓練生本人に送付されます。

事務局使用欄

規制研修課	受領日	確認者
規制研修課長	受領日	確認者
規制研修課	送付日	送付者

○管理要領・記載要領（この頁も含めて様式第1とする。）

1. 管理について

- ①事務局は、本記録を訓練生本人へ送付するまで管理すること。
- ②事務局が、本記録を管理する間、定期的にこの写しを訓練生へ送付する。

2. 署名について

- ①上席指導官又は教官の署名の欄については、上席指導官が選定し、総括指導官が指名した指導官が署名をすることができる（教育訓練等細則第30条第4項）。

3. 完了判定について

- ①事務局は、一つの教育訓練項目を訓練生が履修完了するごとに、上席指導官に提出し、上席指導官が署名した後、事務局に返却する（総括指導官、指導官が行う場合も同様とする）。
- ②事務局は、資格取得に必要なすべての教育訓練項目の欄に上席指導官又は教官の署名がされた場合、速やかに総括指導官へ提出する。

様式第2 基本資格に係る教育訓練の課程

教育訓練項目免除判定状況記録

訓練生氏名	
-------	--

教育訓練項目	同等の教育訓練及び経験を明記／ 日付／上席指導官の署名

事務局使用欄

	総括指導官記載欄		規制研修課記載欄	
	承認日	氏名	確認日	氏名
1				
2				
3				

○管理要領・記載要領（この頁も含めて様式第2とする。）

1. 管理について

- ①訓練生は、本記録を自身で管理すること。
- ②訓練生は、原子力安全人材育成センターから提出の指示があった場合、速やかに提出すること。

2. 記載について

- ①免除の判定の結果の記載は、自筆又はワープロソフトによる印字でも可とする。
- ②上席指導官は、上記①の記載に当たって、どのような経歴や知識をもって免除としたのか具体的に記載すること。
- ③集合研修について、一部の講義のみ免除する判定をする場合、免除対象講義を特定し、かつ、【講義一部免除】と記載すること。

3. 記載後の処理について

上席指導官は、記載内容について総括指導官に提出して承認を受け、事務局の確認を受けた後、訓練生に発行する。

4. 免除する教育訓練項目の追加について

- ①発行後に新たに別の教育訓練項目を免除することになった場合、訓練生から古い記録を回収し、新たに発行する。
- ②総括指導官及び事務局は、事務局使用欄の前回記載した欄の下に新たに日付、氏名を記載すること。

5. 紛失した場合について

訓練生は、記録を紛失した場合、速やかに担当の上席指導官に連絡すること。